

第9次 粉じん障害防止総合対策について



「粉じん障害防止規則（粉じん則）」が施行された昭和55年と比べ、新たにじん肺の所見がみられた労働者の数は、大幅に減少しています。近年、その数は100人台で推移しており、平成28年は122人となるなど、粉じん障害の防止対策の効果は確実にあがっています。

厚生労働省では、粉じん障害防止対策をより一層推進するため、「第9次粉じん障害防止総合対策（平成30年度～平成34年度）」を策定しました。

事業者の方におかれましては、この総合対策に基づき、粉じん障害防止のための措置を徹底するとともに、粉じん作業に従事する労働者の方も、事業者が講じる措置を実施しましょう。

第9次粉じん障害防止総合対策の重点事項（詳細は中面）

1. 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
2. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
3. 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
4. じん肺健康診断の着実な実施
5. 離職後の健康管理の推進
6. その他地域の実情に即した事項
 - ・ アーク溶接作業や岩石等の裁断等の作業
 - ・ 金属等の研磨作業

など



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

事業者が重点的に講ずべき措置の概要

1

岩石・鉱物の研磨作業、又はばり取り作業と、 鉱物等の破砕作業にかかる粉じん障害防止対策

「粉じん則及びじん肺法施行規則」の改正（平成26年7月及び平成29年6月施行）により、屋外での作業を含め、以下の作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具を着用させましょう。

<呼吸用保護具の着用が必要な作業>

- ・ 手持式または可搬式動力工具による岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業
- ・ 手持式動力工具を用いた鉱物等の破砕作業



2

ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく対策を徹底しましょう。

特に、一部作業で着用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具の使用に当たっては、作業中にファンが有効に作動する必要があるため、予備電池の用意や休憩室での充電設備の備え付けを行いましょう。

<ガイドラインの主な内容>

- 換気装置による換気の実施等
- 換気の実施等の効果を確認するための、ガイドラインで定めた方式による粉じん濃度測定の実施及びその結果に応じた換気装置の風量の増加その他必要な措置の実施
- コンクリート等を吹き付ける場所における作業等に従事する労働者に対する電動ファン付き呼吸用保護具の使用
- 発破の作業を行った場合において、発破による粉じんが適当に薄められた後でなければ発破をした箇所に労働者を近寄らせない措置の実施



3

呼吸用保護具の使用の徹底と適正な使用の推進

労働者に対し、防じんマスクなどの使用の必要性について教育を行い「保護具着用管理責任者」を選任し、以下のことを実施させましょう。

- 呼吸用保護具の選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導
- 呼吸用保護具の保守管理及び廃棄
- 呼吸用保護具のフィルタの交換の基準を定め、フィルタの交換を記録する台帳を整備すること等フィルタ交換の管理

労働者に呼吸用保護具を使用させる際には、適正に着用させましょう。

解体作業等において、法令上必要にもかかわらず現場監督など事業者側の判断により防じんマスクなどを外させることは認められません。

<電動ファン付き呼吸用保護具を使いましょう>

電動ファン付き呼吸用保護具は、マスク面体内が陰圧にならないため、防護性能が高く、楽に呼吸できます。このたび新たに、じん肺管理区分が管理2、管理3イの労働者が粉じん作業に従事する場合には、電動ファン付き呼吸用保護具を使用させることが望ましいこととされました。



4

じん肺健康診断の着実な実施

粉じん作業に労働者を従事させる際には、じん肺法に基づき「じん肺健康診断」の実施が事業者には義務づけられています。労働者の健康管理のためにじん肺健康診断を実施しましょう。

また、じん肺健康管理実施状況報告を毎年提出しましょう。



5

離職後の健康管理の推進

じん肺管理区分2又は3の方は離職後、都道府県労働局に申請することにより、健康管理手帳が交付され、健康管理手帳所持者は無料で健康診断を年に1回受けることができます。

じん肺は経過が長く長期的な健康管理が重要です。事業者は、離職する方に対して、健康管理手帳制度について周知してください。

詳しくは都道府県労働局にお問い合わせください。



「じん肺」とは？

主として小さな土ぼこりや金属の粒などの粉じんを長い年月にわたって多量に吸い込むことで、肺の組織が線維化し、硬くなって弾力性を失ってしまった病気を「じん肺」といいます。

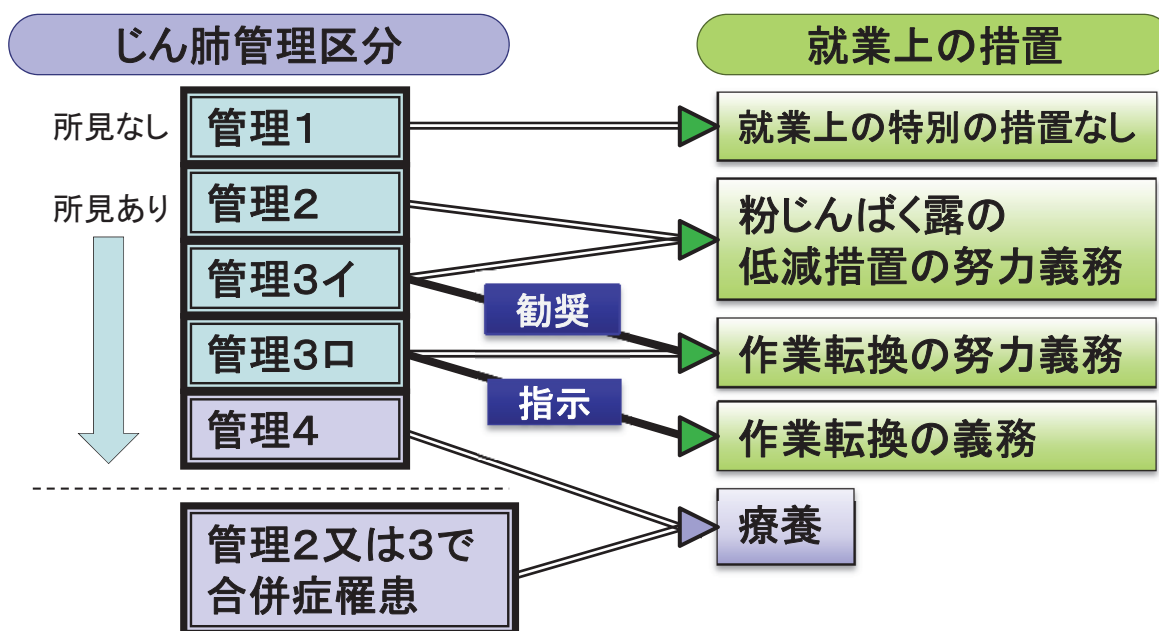
いったんじん肺にかかると、もとの正常な肺にはもどらず、粉じん作業をやめた後も病気は進行します。

現在、じん肺を治す根本的な治療がないため、じん肺にかからないための措置として、粉じんの発生源対策、局所排気装置等の適正な稼働、呼吸用保護具の適正な着用などにより、粉じんへの「ばく露防止対策」を徹底することが重要です。



「じん肺」に関する措置について

じん肺の所見がある方に対しては、下図のように「じん肺管理区分」に応じた適切な就業上の措置を実施しましょう。



※ 「じん肺管理区分」は、「管理1」～「管理4」の5段階に分かれています。「管理1」は、じん肺の所見がないという区分ですが、「管理2」以上は、じん肺の所見があることを示しています。

【参照】厚生労働省ホームページの掲載資料

◆ ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの概要
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/080529-1.html>)

◆ 離職するじん肺有所見者のためのガイドブック
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000152476.html>)

※ 詳しくは、最寄りの都道府県労働局労働基準部健康主務課又は労働基準監督署へお問い合わせください。